

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷二十二第

行發日一月二年五十正大

論叢

國際課税の主義論争……………法學博士 神戸 正雄

單一税の實現性……………法學士 沙見 三郎

純正現象學の方法論及び問題論……………文學博士 米田庄太郎

萬民經濟交通の發展……………法學士 作田 莊一

時論

勞働爭議調停法案に就て……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

露國金融制度の變遷……………經濟學士 谷口 吉彦

スミスの植民地觀に關して……………法學博士 山本美越乃

雜錄

神社救貧制度の一例……………經濟學士 黒正 巖

法令

營利職業紹介所事業規則

(禁轉載)

スミスの植民地觀に關して再び矢内原教授に應ふ

山本美越乃

本論叢前卷第四號に於て、予が嘗てアダム・スミスの對植民地策に就きて論評したる點を矢内原教授の批評せられたるに對して、辯駁的の一文『矢内原教授のアダム・スミスの植民地論を讀みて』を公にしたるに、經濟學論集第四卷第二號に教授は重ねて『スミスの植民論に關して山本博士に答ふ』なる一文を寄せられたるのみならず、態々之を別刷として頒布されたるものと見へ予にも一部を惠贈せられた、教授の熱心なる態度は洵に敬服に堪へぬ所であるが、併し其の論旨には遺憾ながら承服し難き點が尠くない、加之、教授の論鋒は忌憚なく之を評せば往々皮肉と『揚足取り』(教授の言に倣ふ)の如き論調に墮するが如き感を起さしむるものあるは、所謂壯年血氣の致す所ならんも此の種の學問上の論議には返すがへすも殘念なることであると思ふ、更に又今一つの遺憾なる點は予の説に對して教授自ら勝手なる解釋を下し、其の解釋を基礎として議論を進められんとする風のある事である、故に議論の要旨は最早盡き居れりと信するも卑見の存する所を明かにせんが爲めに茲に重ねて一文を草することゝした、誤解を避くると共に教授と見解を異

にせる點を更に明かにする必要上前掲本論叢の小論中より問題となれる句を再び抄出することを許されたい。

(一)

予が拙著『植民政策研究』に於て「あだむ・すみすハ其ノ著國富論中ニ、歐洲近世ノ植民ハ古代ノ希臘羅馬等ノ植民ノ如クニ明白ナル利害問題ヲ基礎トシテ起レルモノニ非ズ、(?)……亞米利加及西印度ニ於ケル歐洲ノ植民ノ如キモ必要上ヨリ起リタルニ非ズ、假令之ヨリ得タル利益ハ頗ル大ナリシトハ謂ヘ當初ハ斯カル問題ニ關シテハ明白ナル觀念ヲ有セズ、從テ之ヲ動機トシテ植民的ノ活動ヲ爲シタルモノニ非ズト言ヘルモ、吾人ノ觀ル所ハ些カ之ト異ナリ(!)、(此の(?)!)」等は矢内原教授の附したるものにして何の意たるやを解するに苦むも姑く其の儘轉載する、凡ソ國民ガ外ニ向テ新タニ活動ヲ開始セントスルニ當リテハ、必ズヤ之ヲ誘フベキ特殊ノ原因ナカルベカラズ、……而シテ其ノ誘因ハ……一般的ニ之ヲ論ズル時ハ經濟的利益ノ獲得若クハ其ノ増進ハ實ニ之ガ最大原因ヲ成セリ、すみすノ所謂近世ノ植民事業ニ先鞭ヲ着ケタル西班牙葡萄牙兩國民ノ如キモ、其ノ植民的活動ノ目的ヲ探求セバ主トシテ貴金屬ノ蒐集及香料ノ輸入ニ存シタルコトハ、植民史上ニ於ケル顯著ナル事跡ニシテ云々⁽¹⁾、と言へるに對し、教授は「スマスは歐

1) 拙著『改訂植民政策研究』一二〇及一二一頁、

洲近世の植民に經濟上の誘因を缺くとは決して言はない、彼の力説せる貴金屬の蒐集も亦一の經濟上の動機ではないか、彼はたゞその必要より生じたるや否や、有益なる結果を生むべき動機なるや否やを疑へるのみである』と反駁せられたるを以て、予はスミスの明言せる「The interest which occasioned the first settlement of the different European colonies in America and the West Indies, was not altogether so plain and distinct as that which directed the establishment of those of ancient Greece and Rome.」⁽²⁾なる句を引用して、スミスは一方に於ては明かに此の如く斷言しつゝ、他の場所に於ては西班牙人等の植民的活動の動機は貴金屬を得んことに在りしと唱へ居れるを以て、⁽³⁾貴金屬の蒐集と云ふが如き極めて明白なる「Interest」を基礎として近世の植民事業は計畫せられたるに、スミスが古代の希臘羅馬の植民事業を促したる「Interest」程明白なるものなしと言へるは、矛盾に非ずんば不用意の言であると評したるに、教授は更に之に對して「山本博士は明白なる利害問題を基礎として起れるものに非ずと讀まる、「利害問題」なる語に重きを置かるゝことは之れスミスの讀み誤りであらう、若し「明白」の方に重きを置かれて居るならば、……スミスがこの利益の明瞭性を疑へることを反駁し、金銀獲得の利益が極めて明瞭重大なる利益たる所以を論證せられねばならぬ、而してそのことは敢て試みられぬ處である、之れ⁽⁴⁾あり⁽¹⁾ありし所以である」と論じ、之に加へて「……同一人の著述たる以上、能ふ限りその矛盾撞着を調和することを

1) 經濟學論集第三卷第四號三六頁、

2) The Wealth of Nations (Cannan 版), vol. II, p. 58.

3) Above, vol. I, p. 396; vol. II, p. 64 and p. 66.

4) 經濟學論集第四卷第二號二一八頁、

努めねばならぬ、況んや矛盾なきに矛盾呼ばはりをされてはスミスもやり切れぬであらう、博士は「斯かる場合に強てスミスを辯護せんとする所より無用の説を弄ぶが如きことは慎まねばならぬ」と私を戒めて居るが、(山本曰く、予は一般的に此く言へるものであつて決して「教授を戒め」たるものではない)、「スミス」の三字を「自己」の二字に改めて、この文句を博士に返納したい¹⁾と、随分思ひ切つたる皮肉と鸚鵡返し²⁾の「揚足取り」に努めて居らるゝ様である。又前掲予の説中に教授の挿入せられたる(?) (!) に付きて、予が其の何の意たるやを解するに苦むと言へるに對しても、教授は「(?) は疑問を示し(!) は驚嘆若くは驚愕をあらはす符號である、」と云ふが如き口調にて、恰も中學生の文典の質問にても答ふるが如き態度にて人を愚にして居らるゝ論調が少くない、予の聞かんとせる所は唯前掲教授の説の最後の一句たる「之れ(?) あり(!) ありし所以である」だけで充分であつて、夫れ以外のことは全然贅語であり冗辯であるとお答へして置く。

更に又予が教授こそスミスを精讀して居られないとなす重大なる點として、教授が「スミスはたゞその「必要」より生じたるや否や、有益なる結果を生むべき動機なるや否やを疑へるのみである」(前出) と言はるゝことば「スミスの『The establishment of the European colonies in America and West Indies arose from no necessity: and though the utility which has resulted from them has been very great, it is not altogether so clear and evident.』」²⁾の句を熟讀玩味せば其の誤りなること

1) 同上同頁、

2) Above, vol. II, p. 60.

明かなるべきを僅々數行内に要説したるに、此の點に關しては何等の辯明なきのみならず、同一の箇所よりスミスの言を引用するに當りても、原文には(1)を以て連結せる句中の首要なる部分にして然かも予の問題となせる、*“The establishment of the European colonies in America and West Indies arose from no necessity.”*なる前半を殊更に切り離して引用せられ、⁽²⁾却て予を以て「約一頁を割き」て教授の『言葉尻』を捉へて論議せるもの、如くに誣ひらるゝも、⁽³⁾前掲教授の言は拙著「植民政策研究」一二〇及一二二頁の卑見(前に抄出)に對する教授の批評の結論を成すものにして、予にとりては極めて重大視すべき點なるのみならず、若し一々スミスの原著に就きて對照するの閑を有せざる譯者は、教授の此の言を以て恰もスミスの説を如實に代表せるもの、如くに誤信するの虞れなしとせざるが故に、其の然らざることを明かにせし迄にて、予は教授が『言葉尻』「揚足取り」等の連發を後にし、自己の主張と之に對する反對説とを今少しく冷靜の態度に立ちて比較検討されんことを望むで止まぬ。

却説、再び本論に歸りて教授が卑見に就きて且つ疑ひ且つ驚愕せられたる「吾人ノ觀ル所ハ些カ之(スミスの説)ト異ナリ」の意義を明かにせんに、教授は「之を讀む者は……山本博士を以てスミスより勝れりとする印象を得るであらう」と云ふが如き第一感より出發して居らるゝが、之が抑も教授をして「(?)あり(!)あらしめたる」誤りの本であつて、予自らは未だ曾て斯かる考へ

1) 經濟論叢第二十一卷第四號四六頁、
 2) 前出經濟學九頁(脚註)、
 3) 同上經濟學九頁(註)參照、
 4) 同上經濟學九頁(註)參照、
 5) 同上經濟學九頁(註)參照、

を抱いたことはない、唯併し一學徒としては必ずしも先人の意見にのみ盲従しなければならぬと云ふ理由はないと言ふことだけは自覺して居る、故に前掲の場合に於ても予は「吾人ノ觀ル所ハ些カ之ト異ナル」ことを公言したのである、其の理由は、スミスは近世の植民事業には古代の植民事業程明白なる利害問題イテレストはなかつたと言明して居るが、予は古代の植民事業に明白なる Interest があつたとせば近世の植民事業にも少くとも之に劣らざる程の明白なる Interest があつたと言へると解するからである、然るに教授はスミスの説を釋明して曰く、「植民の動機として追求せられし特殊の利益は勿論存在して居た(山本曰く、此の點が眼目)がその「利益」は一見明瞭何等の疑を存せざるものではなかつた、(山本曰く、一見明瞭何等の疑を存せざるものであつた)、蓋し其の利益たるや金銀探求にあり、而して……このことはスミスに取りては「愚人の事」であつた、(山本曰く、蓋し以下はスミスの批評にして近世の植民事業の計畫者等の心事に非ず、近世の植民事業の計畫者等は飽迄貴金屬の蒐集を以て重大なる Interest と考へて活動したものである)、云々」⁽¹⁾と、諺に問ふに落ちずして談るに落つと謂ふことがあるが、教授の此の釋明こそ予のスミスの説に反對する論據を益々強むるものであつて、「植民の動機として追求せられし特殊の利益は勿論存在して居た」このスミスの説に對する解釋さへ教授に於て承認せらるればそれにて充分である、何となれば、近世の植民事業を計畫せる者はスミスに非ずして西班牙人及葡萄牙人である、故に

1) 經濟學論集第四卷第二號二一七頁、

其の計畫者たる西班牙人及葡萄牙人が彼等の計畫に就きて彼等自ら貴金屬を得んとする『明瞭且顯著』(plain and distinct)なる目的又は動機を有せば、其の植民事業には明白なる Interest があつたと言ひ得るからである、後人之を以て愚者と嗤ひ賢者と評するも、そは近世の植民事業の計畫者等の關知する所ではない、自ら近世の植民事業の計畫者たらざるスミスが之を評して『愚人の事』となすは固より自由たるべきも、其の計畫者等の動機に迄立入り彼等の活動には古代の植民的活動程明白なる Interest の存せざりし如くに評するは、過ぎたるものと言はねばならぬ、此く言へば或は教授はスミスは近世の植民事業の計畫者等の動機に迄立入りて批評したものではない、唯局外者として觀察して彼等の活動には古代の夫れの如くに明白なる Interest があつたと謂へないと批判した迄であると反駁さるゝかも知れぬが、然らば予は之に應へて未だ經濟思想の幼稚なりし近世の初期の時代に於ける植民事業の計畫者等には、貴金屬の蒐集なることは(スミスには假令『愚人の事』と見ゆるとも)古代の植民事業の計畫の誘因となりし Interest に劣らざる『明瞭顯著』なる Interest であつたと評せんとするものである、現にスミスも事の賢愚善惡の批評は之を別として、近世の植民事業は貴金屬の蒐集其の一大原因を成せることを認めて居るではないか、既に之を認めて居る以上は、スミス自身には愚者の事と思はるゝとも、當時の植民事業の計畫者等は明白なる利害問題を心に畫きて其の活動を爲したるものであると云ふ事だけは之を認む

べき筈である、是れ予の『吾人ノ觀ル所ハ些カ之ト異ナリ』と云ふ所以である。

此の如くに解する予は教授の『利害問題』なる語に重きを置くとか、『明白』なる語に重きを置くとか云ふが如き、恰も中學生の文法争ひの如き論争は抑も末であると信する者であつて、假りに教授の説の如くに『明白』なる語に重きを置くとも、予のスムスと『觀ル所ヲ異ニス』る點には些の相違を來たさないのである。

若しスムスが *The interest which occasioned the first settlement of the different European colonies in America and the West Indies, was so plain and distinct as that which directed the establishment of those of ancient Greece and Rome. But the interest, that is to say the hunting after gold and silver, seems to me folly and injustice.* と言ひしならば、予は之に對して別に言ふべきことをもたぬ、併しスムスは此く言つて居らぬのである、是れ予の觀る所の些か異なりとする所以である。

序に茲に一言して置きたいことは、教授が前掲スムスの原句の譯文を示さるゝに當り『古代希臘(過剩人口排出)及羅馬(貧民への土地分與)』と態々括弧内に其の植民的活動の原因動機を限定して居らるゝ様であるが、専門的研究者に非ざる一般讀者が之を見れば、希臘の植民的活動は『過剩人口の排出』が其の原因であり、羅馬の植民的活動は『貧民への土地分與』のみが其の原因でありしかの如くに速断するかも知れぬが、若し此く了解したならば之は大なる誤り

である、希臘時代には所謂希臘本部（Greece Proper）の植民的の活動と、其の盟主たりし雅典の植民的の活動とに夫れぞれ異なる特色原因があり、又羅馬時代の植民的の活動にも凡そ四種の別があり、此の區別に従ふて夫れぞれ特色原因が異つて居つた、此の事に關しては拙著『植民政策研究』二〇頁以下に述べ置けるを以て茲には細説しないが、唯専門的研究者に非ざる一般讀者に少しでも誤解を與へてはならぬとの婆心より、此の好機會に一言附加して置く次第である。

更に又予が前回の小論に於て Haney 氏も其の著 "History of Economic Thought" 中に、スミスの思想には屢々矛盾の存することを述べ居れるを引用したるに、⁽¹⁾教授は斯かる點に至る迄丁寧にも「ハニーの言葉は何等特殊の場合を舉示せざる一般的批評であつて、今問題となれる點が矛盾の一例であるとして居る譯ではない、之を以て矛盾の一例なりとは全く山本博士自身の責任に於て主張せらるゝ處である」⁽²⁾との反對的の意見を附加して居らるゝ、故に之に對して予は一言お答へする義務があると信する、而して夫れは唯一言を以て足りる、曰く、予も亦ハニー氏が特に今問題となれる點を指摘して矛盾の一例であると稱して居ると、何處にも言明して居らぬ、ハニー氏の著は『經濟思想史』なる一般的の著述であつて、特にスミスの國富論のみを研究の對象としたる書物ではない、從て斯かる細かなる點迄一々例證的に引用して居らぬことは當然過ぎる程當然の事である、否管に此の點のみならず予の小論の何れの部分に於ても他と責任を分たんとす

1) 經濟論叢第二十一卷第四號四四頁、
2) 經濟學論集第四卷第二號(脚註)、

るが如き考へは毛頭ない、偶々所見を一にする場合に之を例示するに過ぎぬ、凡て『予自身の責任に於て主張する所である』から左様了承ありたい。

(二)

第二の論點に就きても、本論に入るに先だち教授は『山本博士は……私の所説中本文に對して多くの注意を拂はれずして、六號活字の(註)に對し全力を注がれ、……註の最後の句を以て本文の結論であるかの如くに見られて居る、之は公正なる批評者の用意であらうか云々』⁽¹⁾と、先づ第一に反問されて居るが、予の本論叢第二十一卷第四號に掲げたる小論は、其の冒頭に於て明かに『唯教授の論文中に「經濟論叢」に於て公にせる卑見及拙著「植民政策研究」中にスミス⁽²⁾の意見を批評し置ける二三の點に就き論評を加へられたる箇所あるを以て、本論に於ては主として問題⁽³⁾を是等の點に限り云々』と斷つてある、教授の全論文を批評するのが予の前掲小論の目的ではない、唯卑見に對して教授が直接に加へられたる批評にのみ答へんとするのが其の目的である、而して卑見に對して加へられたる批評は、悉く六號活字の(註)によりてのみなされて居る、故に予としては之を論的とするより他に途がないではないか、疑ひあらば今一度前掲小論の冒頭を一讀されたい。

説苑

スミスの植民地觀に關して再び矢内原教授に應ふ 第二十二卷 (第二號一四三) 三五七

1) 經濟學論集第四卷第二號二一九頁、
2) 經濟論叢第二十一卷第四號四〇頁、

却説、第二の問題となれる點に就きて教授と予の見解の異なる所は、要するに、教授は「スミスは植民地の友誼的分離の場合にも自由貿易の設定を期待し、帝國的結合の場合にもその積極的利益としては自由貿易の設定を豫期した、(植民地による費用負擔の問題は單に消極的效果を有するのみ)、彼はどにもかくにも自由貿易の原則を確立せんことを要求した、それ以外に何等かの植民地領有の目的の達成を主張したものではない」と論じ、予はスミスの著書を熟讀玩味せば教授の説は其の一面觀に過ぎぬと唱ふる點に在る、而して其の理由は前掲本論議の小論に於て比較的長く述べて置いた、⁽²⁾然るに之に對して教授は「私は筆を起してスミスの推理の跡を國富論のテキストによりて辿り、之を綜括して「局面打破せざるべからず、對策如何、植民地放棄—議會代表による帝國的結合—放棄、かくてスミスは *entweder oder* の形に於て二箇の解決策を併べて提起した」と私は觀た』との前提の下に、スミスの説を要約して六 (A) 現在植民地の領有より得る所は損失のみ、(B) 自發的の植民地放棄、(C) 此の提案の採用困難、(D) 帝國的結合、(E) 此の提案に對する障得、(F) 右の提案實行不可能とせば植民地放棄」となし、⁽⁴⁾更に「之を要するにスミスの思索の過程は、……局面打破……對策如何、植民地放棄—議會代表による帝國的結合—放棄、……」と私の言つた何處に「獨斷」があるか」と喰つてかゝつて居られるが、初めて教授の此の論文に接する讀者は、恐くは子が教授の右の説明を獨斷説となしたるもの、如くに解せらるゝ、やも知れざ

1) 頁、以下參照、
2) 頁、
3) 頁、
4) 頁、
5) 頁、

るも、若し然りとせば迷惑至極であつて、こは全然虚構の言である。予は「矢内原教授の、スミスは自由貿易の原則を確立せんことを要求した以外に何等植民地領有の目的を達成せんことを主張したものでないと云ふ批評は、……獨斷的のものである」⁽¹⁾とは述べたが、何處に「局面打破、……植民地放棄、——帝國的結合、——放棄」等のことに就きて這は教授の獨斷であると云ふが如き失言をなしたか、元來是等の列舉事項はスミスの説にして教授の説に非ざることば、國富論を一讀せば直ちに明瞭となるべきことであつて、教授は唯之を簡單に要約したるに過ぎぬ、既に教授の意見ならざるスミスの意見に對して教授に獨斷呼ばりを爲し得よう筈がない、疑ふ人は前掲本論叢の小論を參照されたし、予は教授がかゝる點に付きて今少しく學者的慎重の態度を持せられんことを望む。

次に教授は「スミスの結論たる(F)(山本曰く、前掲教授の要約中の(F)を指す)を以て山本博士は出發點となし、(D)(前掲要約中の(D))を以てスミスの終局的意見なりと斷定して居る、之れスミスの推理の順序顛倒にあらずして何ぞや、……スミスの如き散漫の嫌ひある著書に就きては方々から類似の章句を綜合してその思想を明かにする必要があるけれども、(山本曰く、此の言教授自ら國富論を讀むに當りて三思せられんことを)、此の場合に於て博士の取られし如き方法は却てスミスを誤るものであり、スミスに對して「十分に忠實なるものと言ふを得ない」と思ふ、……」

1) 經濟論叢第二十一卷第四號五二頁參照、

それは博士の主張はスミスの意見の半分を被ふものだからである、云々⁽¹⁾との語を以てスミスの對植民地策に關する卑見を批評して居らるゝが、此の點に就きても亦予は公平なる批判者たる讀者に、教授の批評が果して予の説を熟讀して下したるものなるや否やを檢せんが爲めに、小論「スミスの對植民地策」⁽²⁾に一瞥を興へられんことを希望する、予に對して「スミスの意見の半分を被ふもの」と評せらるゝ教授こそ、予の意見の僅に一小部分のみを見て當らざる批評を下せるものであると言ふを憚らぬ、教授の批評の公平なる批評者の態度に非ざること證せんが爲めに、予は前掲小論中より其の反證となるべき部分を煩を厭はずして茲に抄出するの止むなきこととなつた、予の「スミスの對植民地策」中には次の順序を以て次の如くに述べてある。

『植民地の領有の歐洲に興へたる一般的の利益に關しては、殆ど問題の餘地なしと雖も、……各植民國が特に自國の植民地より收め得べしと信じたる利益に付きては頗る攻究を要すべきものあり、……由來母國が植民地をして或は國防上の目的の爲めに兵力を出ださしめ、或は行政費の一部を負担せしめんと試みたるや久し、然れども斯かる計畫の實際成功したるものは極めて稀にして、多くは其の希望を實現すること能はずして止めり、……近世の歐洲諸國の植民地は母國の國防上の目的の爲めに兵力を出だすが如き餘力を有せず、彼等は一朝有事の日に自己の防衛にすら不充分なる兵力を有するに過ぎざるを以て、……此の點より論ずる

1) 經濟學論集第四卷第二號二二三頁、

2) 經濟論叢第十八卷第一號二五八頁以下、拙著『改訂植民政策研究』五五二頁以下、

時は、歐洲諸國の植民地は母國を強からしむるよりは寧ろ弱からしむる原因となれり、(Wealth of Nations, Bk. IV., chap. VII., part III—Cannan, vol. II, p. 94). 又行政費の分擔に關しては、西班牙及葡萄牙の植民地は母國の國防上にも行政費の分擔上にも相當の貢獻を爲したるも、他國の植民地に於ては假令經費支辨の目的を以て租税を賦課するも、之より生ずる収入は植民地の平時の經費をすら償ふに足るものは稀なり、……故に斯かる植民地は母國にとりては支出の源泉にして收入の源泉に非ず、(Ibid., p. 94)とは、スミスが……各植民國が其の植民地より受け得べき普通の利益と思考せるものに對して下したる斷案にして云々、……又其の(スミスの)研究の結果に依れば、植民地貿易の獨占に依りて收め得べしと信せられたる利益は全く誇張的のものにして、此の如き獨占は全體としては寧ろ母國に損失を與ふるものと言ふを得べし、……若し歐洲諸國にして植民地貿易を自由に放任したらんには、更に大なる利益を受け得たるなるべしと言へり、(Ibid., vol. II, pp. 95-96)……若し強て植民地貿易の獨占に依りて得らるべき利益なるものありとせば、這是國內に於ける一部の階級即ち斯かる貿易品の製造家及植民地貿易に實際従事しつゝある者のみに限らるべき問題たり、國民全般は結局彼等の利益を大ならしめんが爲めに……種々の不利益を忍ばざる可からざるに至ると論ず、(Ibid., p. 97E.)¹⁾以上は教授がスミスの説を要約せる前掲(A)即ち『現在植民地の領有より得る所は損失のみ』なる

1) 經濟論叢第十八卷第一號二五八乃至二六二頁、

點に該當するものであつて、予はスミスの所説の紹介の順序として、教授と同じく此の點を先づ第一に述べてある、教授が予を教授の所謂(F)を以て出發點となすとの批評は全然正體なき枯尾花であつて、教授が予の所説の僅に一小部分のみを見て當らざる批評をなすと言へるは此の謂ひである。

次に予は左の如く述べた。

『以上要述せる所に據りて之を觀れば、植民地に對するスミスの意見は寧ろ消極的にして、從來植民地の領有に對して期待せられたる諸種の便益の一も實現せられたるものなきを見、……彼が「帝國の支持に對して歲入上にも兵力上にも毫も寄與する所なき地方は、之を領土として考ふること能はず、……若し之を從來の如くにして繼續せんか、恐くは何等の利益をも齎すことなくして却て莫大の費用を要せん、……故に今日は實に爲政者並に國民が從來憧れつゝありし此の黄金の夢を實現せしむるか、然らずんば此の夢より自ら醒むると共に又國民の眼を醒ますべきの秋なり、若し此の計畫にして完成さるべき見込なしとせば、宜しく之を拋棄せざるべからず』(Ibid., vol. II, pp. 432-433) 云々』¹⁾

茲に引用せる句は國富論の最終の句にして、母國が植民地の領有に期待しつゝありし利益を收むること能はずとせば、之を放棄して植民地の文武の施設を維持するに要する負擔を免るべきこ

1) 經濟論叢第十八卷第一號二六二乃至二六三頁、

とを提言したるものであつて、予が此の場合に此の句を引用したる所以は、スミスの植民地放棄に關する意見を最も簡明に約言して居ると信じたからである、句としては國富論の最終に置かるゝも、スミスの植民地放棄説を窺ふには最も適當せるものであつて、予の見る所に依れば此の句は教授の要約せるB)並にD)を代表して居るものであると考へる、蓋しスミスの植民地放棄説の理由には一ありて二なくB)もF)も結局同一事を反復言明せるに過ぎぬと稱して可いからである、スミスの論法は要するに「植民地の領有に依りて得る所なしとせば」之を放棄するに如かず「併し之を放棄することは今日迄の關係上國民は承諾せざるべし」之を承諾せずとせば從來の政策を改むることに依りて母國が植民地を領有せんとする本志(目的)を貫徹せんことに努むべきである「予の「植民地領有の目的を達成せんことに努むべきを提言せり」と言へるは此の事を指すものである(註)「然るに若し之も不可能なりとせば國民は承諾せずとも植民地を放棄するより他はない」と云ふに在る、而してスミスが植民地の放棄を反覆再言したる所以のものは、植民地放棄と云ふが如きことは今日迄の關係上國民は到底承諾せざるべしと考へて居る、故に之を承諾せずとせば現に英國の苦みつゝある歳入増加の目的も達せられ、又各地の幸福繁榮も之に依りて期待し得べき聯邦組織に改むべきである、(此の點教授の要約D)に該當す)、此く言へば世人或は夫れは一種のユートピアであると評するかも知れぬが、こは決して今日迄の如き無益且つ空想的なるユート

ビアの類ひではない、(換言せば「斷」の一字を以て實行せんと欲せば敢て實行の不可能なる事ではないと云ふ意が言外に含まれて居ると予は解するのである)、併も之も尚ほ不可能事として却くる時には結局前に述べたる植民地放棄の他に採るべき途はないと、此く(B)(D)共に當時の國民には何れも難事と考へらるゝならんも、(D)よりは更に(B)を國民は到底承諾せざるべしと思惟せるが故に、(Ibid., vol. II, p. 116)平たく言ひ換ふれば「一」放棄するか「二」放棄することは好まぬであらう、好まぬならば政策を變ゆるより他に方法はないがど一か「三」夫れも出來ぬと言ふならば矢張りイヤでも放棄するより他はなからう」と云ふ論法を以て、スミスは寧ろ(二)を國民に深く考慮せしめんとする主旨より、彼等の最も反對する所ならんと考へたる植民地放棄問題を再び繰り返して言へるに過ぎぬと予は解するものである。

(註) 予が「植民地領有の目的を達成せんことに努むべきを提言せり」と言へるは、前述の如き意味に於てなせることは前後の關係上自明のこと、信じ居たるに、教授は「植民地領有の目的云々」の語の偶々拙著『植民政策研究』中の一章たる「植民地領有の目的」なる章名と一致せる所より、直ちに此の語を捉へて同章中に予の列擧したる目的の何れに該當するやとや疑問を發し、之が爲めに貴重なる『論集』の約四頁を費やして居らるゝ、予はかゝる自明の問題に答へんが爲めに本論叢の頁數を増加することを避くるの寧ろ編輯者に對する德義なるべきを信ずる、蓋し斯かる竹に木を接げるが如き質問は、恐くは他に之を提起せらるゝ人はないであらうと信ずるからである、唯一言、同一の語と雖も其の用所に依りて何を意味するかを了解されたしと答ふれば足る。

1) 經濟論叢第二十一卷第四號四八頁參照、
2) 同上第十八卷第一號二六五頁參照、

教授は「*スミス*は *entweder oder* の形に於て二箇の解決策を併べて提出した」⁽¹⁾に過ぎぬと觀らるゝが、*entweder oder* の形に於て *スミス* が二箇の方策を提言せることは、既に以前に予の小論中にも述べてある、即ち「此の如くして *スミス* は現在の植民地を放棄して母國が植民地の爲めに年々負ふ所の負擔を免るゝか、若くは從來の植民地に對する政策を變更するか、二者其の一を擇まざるべからずとなし、云々」⁽²⁾と、唯問題は教授に依れば「二箇の解決策を併べて提起した」だけで止まるの下であるが、予は二箇の解決策を併べて提起し、其の何れを採用するかは固より當時の爲政者及國民の自由判斷に委ぬるより他なきも、*スミス* 自らとしては植民地を放棄するよりは、從來の植民地に對する政策を改め、其の領有を繼續することの方に寧ろ *Intention* があつたと解するのである、(其の理由は既に前回の小論中に述べ置けるを以て茲には再びしない)、自由主義の學說に立脚して貿易の自由・經濟的活動の自由を強調したる彼が植民地に對しても亦極めて *Liberal* なる考へを有し、母國の國會に植民地より代議員を選出せしめ、聯邦組織に依りて提携を持續せしめんと考へたりと解することは、決して無理なる解釋ではないと信する、而して少くとも予が *スミス* の對植民地策に就きて其の學者的先見の明に服する一點も亦茲に在るのであつて、當時の人々には一種の *ユートピア* としか考へられざりし此の *スミス* の理想は、他日英國をして他國に卒先して自治植民地を認めしむるに至つた一遠因となつたと見られぬこともないからである、國富

- 1) 經濟學論集第四卷第二號二一九頁、
- 2) 經濟論叢第十八卷第一號二六三頁、
- 3) 同上第二十一卷第四號四八頁以下、

論を如實に讀める子はスミスの説を此く解して疑はぬ、子の解釋がスミスの「一面的の解釋」に過ぎざるか、教授の解釋がスミスの「一面的の解釋」に過ぎざるかは、後の國富論の精讀者の判斷に委ぬることとし、以上をもつて大要第二の論點に就き教授と子の見を異にせる點を明かにしたと信するが、教授の議論は其の鋒銛八方に飛び、從て一々詳細に之に應へんとせば恐くは本論叢の全頁を充つるも尙ほ足らぬであらう、故に予は比較的 unnecessary と認めらるゝ教授の辯難には簡單にお答へすることとする。

教授はスミスが植民地の分離の場合にも結合の場合にも其の積極的利益としては自由貿易の設定を豫期したに過ぎぬと説明せらるゝも、是又明かに誤りである、スミスが自由貿易の設定を重大視したることは、其の學說(即ち自由放任の學說)の體系の必然の結果であつて、スミスと云へば直ちに自由貿易を聯想せしむる程周知のことである、併しスミスは帝國的結合の場合には自由貿易の問題以外に更に更に植民地の安寧幸福を増進せしむること大なりとし、其の一例として亞米利加の植民地に於ける有害無益なる黨派的の争ひを指摘し、合併に依りて其の弊を防止するに非ずんば終に母國と分離するの危険あり、然るに若し之を母國に合併せば、現今英帝國の何れの所に於ても未だ知られざる程の和衷協同の樂みを享くるであらうと述べ居れることは、既に予の引證し置ける所なるに、⁽²⁾かゝる點に就きては教授は素通りして全然注意を拂はれない様である、

1) 經濟學論集第三卷第四號五三頁(註)參照、

2) 經濟論叢第二十一卷第四號五一頁、

而して植民地の放棄結合何れの場合に於ても其の消極的の利益としては國費の分擔、積極的の利益としては自由貿易の設定を豫期したに過ぎぬと説明せらるゝことは、教授の言を借りて評せば「スマイスに對して決して充分に忠實なるものと言ふを得ない」。

次に教授は「スマイスは植民活動の實質的利益と、植民地領有の形式的利益の問題とを區別して論じた、此の如きは植民地を以て「屬領」若くは「新領土」と定義し、植民地領有の見地より植民問題を論ぜらるゝ山本博士に於ては興味なき事實かも知れないが、私はスマイスの見地の方が學問的價值あるものと思ふ、何となればそれは植民研究を以て本國の利益の爲めにする他國民又は他民族擯奪の政策なる立場より解放し、云々」と述べて居らるゝが、先づ第一に予は「植民地」を「屬領」若くは「新領土」と定義すべきであるとは何處にも言明して居らぬ、唯今日の「コロニー」(即ち一般に「植民地」又は「殖民地」と譯する)なる觀念は其の譯語の示すが如くに、必ずしも「民を植へる」とか「民を殖やす」地方と謂ふ意味を現はす爲めにのみ用ひられて居らぬ、從て之を植民地(殖民地)と譯することは名實相副はざる感がある、故に強ひて譯語を充つるとせば、「植民地」と謂ふよりは英語の「Dependency」若くは「New territory」の譯語たる「屬領」若くは「新領土」と稱する方が、現在の植民地(殖民地)と稱せらるゝものゝ眞意に近いように思はるゝと言ひし迄にて、名は實の實と稱するも、今日の「植民地」又は「殖民地」なる譯語は實の實ではないと云ふことを明かにせん

が爲めに、適々英米に於て使用する「Dependency」又は「New territory」の譯語を掲げたるに過ぎぬ、此のことは拙著「植民政策研究」に一瞥を與へられたる人には何等疑點の存しない所であらうと思ふ、次にスミスの見方の學問的價值ありとなすと否とは固より教授の自由なるも、唯夫れに附帶して、恰も予が植民政策を以て本國の利益の爲めにする他國民又は他民族掠奪の政策なりとする意見にても有し居るかの如き誤解を世人に抱かしむる虞れある教授の口調には、看過し難き點がある、予が植民地に對して如何なる意見を有するやは、乞ふ是亦拙著「改訂植民政策研究」第六章第二節「今後ノ植民地統治ノ基準」を一讀せられんことを、思ひ半ばに過ぐるものあらん。

更に又予が「スミスは植民地の分離結合の如きは敢て意に介せず、唯自由貿易の原則をさへ確立せば足り、夫れ以外に何等植民地領有の目的を達成せんことを主張せるものにあらずと云ふが如き冷然たる態度を持せしや、……若し教授の言の如くにスミスは……無關心の態度を持したりとせば云々」⁽¹⁾と言へるに對し、教授は之は甚だしき誤解であると辯解して居らるゝも、教授自ら「スミスは植民地の友誼的分離の場合にも自由貿易の設定を期待し、帝國的結合の場合にもその積極的利益としては自由貿易の設定を豫期した、……彼はどこにもかくにも自由貿易の原則を確立せんことを要求した、それ以外何等植民地領有の目的の達成を主張したものではない」⁽²⁾と言明し、又スミスは *entirely oder* の形に於て二箇の解決策(結合か放棄かの)を併べて提出した

1) 經濟論叢第二十一卷第四號四七頁、
2) 經濟學論集第三卷第四號五三頁、

に過ぎぬと言ひ、⁽¹⁾或はスミスは結合か放棄か二箇の Alternatives を主張した、彼がその何れに主力を置けるやは之を論斷する材料に乏しいと斷言されて居るではないか、即ち之を言ひ換ふれば自由貿易の原則の確立は強調したが、植民地に就きては唯結合か放棄か、積極か消極か、甲か乙か、との二方法を列擧したに過ぎぬと云ふのである、是れ予が教授を以てスミスは唯其の方法を列擧したのみで、分離結合の何れに決するとも其の解決に付きては意に介せず、即ち無關心の態度を持したるもの、如くに解すると言はしめたる所以である、以上の教授の言より推せば此く解釋さるゝことは必ずしも無理ではない、併し今次の論文に依りて教授自ら此の如き意見を有せずと修正せられたる以上は、予は茲に之を再び固執するの必要を見ない、唯予の教授と見解を異にする所は、教授はスミスは甲か乙かどの提案を爲したに過ぎぬと解せらるゝに反し、予はスミスは此の二提案を爲しつゝ、彼自らは甲案(結合案)に寧ろ賛成し居るもの、如くに思はるゝことは、彼の著書中各所に其の閃きが見へて居ると云ふに在る。

教授は予がスミスの力説せるは「各植民國が其の植民地より得る所の特別の利益と云ふ點に在り」とするも、教授自らは寧ろ「植民の實質的利益即ち歐洲を一國と見て植民地の建設によりて得る一般的利益をスミスは重要視したり」と解すと説明せらるゝも、⁽²⁾是亦卑見に對する教授一流の自由解釋である、予はスミスが自由貿易の見地より當時の植民地の状態を觀察したる時には、所謂「一般的の利益」と云ふことを考慮したる事は之を認むるも、自由貿易の問題以外にスミスは

1) 經濟學論集第四卷第二號二一九頁、
2) 同上二二五頁、
3) 同上二三五頁、

尙ほ母子兩國の結合の齎らす利益なるもの、別に存することを認めて居つたと解するものである、此の意味に於ても予は教授の解釋はスミスの説の一面觀に過ぎぬと言ふ者である。

以上の他教授は學問上の議論と云ふよりは鎖末なる「言葉尻」(教授の所謂)なるもの、爲めに、屢々電光石火の論を爲して居らるゝ、其の一例として曩きに教授がポーナーの "Our author is more cosmopolitan than patriotic" と云へる言を引照してスミスを國際主義者と評したるより、⁽¹⁾予はポーナー及教授の見所と異なり、スミスは孰れかと云へば "Patriotic" の分子をより多く有すとの意を言ひ表はさんが爲めに、寧ろ愛國的 "Patriotic" の熱誠に充てる眞個の學者である』と評したるに、教授は直ちに之を捉へて愛國的なる語の内容は明確ならず、「愛國とは惡漢の最後の逃げ込み場所である」とジョンソンが言つたといふ云々』との語を以て應酬され、之が辯難の爲めに約三頁を費やされて居る、予の見所ではスミスは其の思想の根柢に於て "Cosmopolitan" 又は "Internationalist" と見るよりは、矢張り "Patriotic" と見るべき點が多分に在ると言つた迄で、偶々ポーナーの言を教授が引照せられたるより、予も亦同一のポーナーの言より其の比較語となる "patriotic" なる語を借りて予の見所を言ひ表はしたるに過ぎぬ、そは兎に角ジョンソンとかの言と稱せらるゝ前掲の句は、愛國を口にするも其の實行の伴はざる世の「似而非愛國者」に對しては洵に頂門の一針であつて、初めて此の名句を教へられたる教授の厚意を謝すると共に、更に望蜀の點に併せて其の出典を指示せられたならば、假令一譬喩と雖も我等學徒には參考上一層有益且興味の深きものがあつたであらうと思はるゝ事である。(未完)

1) 經濟學論集第三卷第四號五七頁、
2) 經濟學論集第二十一卷第四號五二頁、
3) 經濟學論集第四卷第二號二三二頁、